

はがきの書き方

裏

契約解除通知書
 契約日 平成〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社名 〇〇〇会社
 担当者名 〇〇
 上記契約を解除します。
 支払った金〇〇〇〇円を返金
 して下さい。商品を至急引き
 取って下さい。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 大館市〇〇町〇〇番地
 消費者 〇〇

表

郵便番号
 〇〇市〇〇町〇〇丁目
 〇〇〇〇会社
 代表〇〇様

クーリングオフを活用しましょう

クーリングオフとは、訪問販売や電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば契約を解約できる制度です。

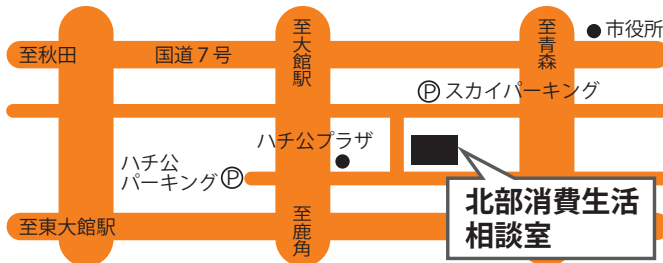
クーリングオフの方法は、はがきなどの書面に契約を解除する旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取りなどを求めます。書面はコピーを取り保管し、クレジット契約をした場合には、クレジット会社にも同様の通知を送ります。通信販売で買った物や、使用してしまつた消耗品などクーリングオフができないものもありますので注意が必要です。

消費生活相談窓口

「強引に勧誘されて契約してしまったが解約したい」「身に覚えのない請求書が届いた」「借金をなんとかしたい」などの消費者トラブル、金融トラブルでお悩みのかたは、まずご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

秋田県生活センター北部消費生活相談室

電話番号 45-1040
 相談時間 月～金曜日 9時～17時
 土日・祝日、12月29日～1月3日は休み
 字中町5 (旧正札竹村ビル1階)



大館市役所 市民相談室

電話番号 43-7045
 相談時間 月～金曜日 9時～16時
 水・土・日・祝日、
 12月29日～1月3日は休み



消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、消費者ホットラインをご利用ください。

(守ろうよ、みんなを)

消費者ホットライン 0570-064-370

行政なんでも相談所を開設します

登記、税金、道路、河川などの行政に関する困りごとについて、ワンストップで相談を受け付ける「行政なんでも相談所」を開設します。お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 10月20日(木) 13時～16時
 ところ いとく大館ショッピングセンター
 参加予定機関

秋田行政評価事務所、秋田県、秋田弁護士会、
 河川国道事務所、行政相談委員、税務相談室、
 法務局、大館市

同時開催「無料法律相談」

弁護士が無料で法律相談に応じます(予約制、1組20分、9組まで)。
 ※法律相談の予約が予定数に達した場合、予約を締め切らせていただきます。

申・問 総務省秋田行政評価事務所 ☎018-823-1100